

5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 企画調整課

ア 部署の概要

【部署の概要】(平成 28 年 7 月 1 日現在)

事務分掌	企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課の庶務</li> <li>・ 重要事項の企画、調査、調整及び進行管理</li> <li>・ 国際交流に係る諸機関及び関係団体との連絡調整</li> <li>・ 学校の設置及び廃止の計画</li> <li>・ 通学区域の設定及び変更</li> <li>・ 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定</li> <li>・ 私学助成（幼稚園を除く）</li> <li>・ 図書館の設置、廃止及び管理並びに連絡調整</li> <li>・ 社会教育施設（図書館及び視聴覚センターを除く）及び北九州市立埋蔵文化財センターの設置及び廃止</li> <li>・ 社会教育の専門的技術的な助言及び指導</li> <li>・ 人権教育に係る総合的企画、調査及び推進</li> <li>・ 人権教育に係る連絡調整</li> <li>・ 文化財及び社会教育（青少年教育に係るものを除く）に係る市民文化スポーツ局との連絡調整</li> </ul>
職員数	16 人	
平成 27 年度決算額	194,098 千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

イ 監査の結果

(7) 補助金交付に係る適切な審査の実施について

平成 27 年度の北九州市私立外国人学校補助金の実績報告書を閲覧したところ、補助対象とはならない経費が含まれていた。

市は、この経費に係る補助金額について、確定額の変更及び補助金の返還について、検討する必要がある。また、今後、補助金の交付に際し、実績報告書及びその根拠となる支出証拠書類を慎重に確認し、補助対象経費であるか適切に審査を行うことが必要である。

<内容>

市は、国際交流の推進及び私立学校教育の振興を図るため、市内に設置された私立外国人学校を対象として補助金を交付している。本補助金の概要は次のとおりであり、平成 27 年度は、交付の対象となる事業費 3,120,907 円に対して補助金 3,000,000 円が交付されている。

【北九州市私立外国人学校補助金の概要】

補助金名	北九州市私立外国人学校補助金
補助の対象者	市内において私立外国人学校（専ら外国人を対象とし、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を実施する施設で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条の規定により施設設置の認可を受けたものをいう。）を設置する学校法人及び準学校法人。
補助事業概要	補助の対象となる事業は、設備整備事業。具体的には、備品購入費、軽微な修繕費等の一部を補助する。
交付先	学校法人 A

出所：「北九州市私立外国人学校補助金交付要綱」

本補助金の平成 27 年度の実績報告書を閲覧したところ、支出関係書類の中に、次のとおり平成 26 年度中に見積書を徴取した経費が含まれていた。

また、工事請負業者から学校法人 A へ送付している製品出荷証明書を見ると、その出荷年月日は平成 27 年 3 月 4 日となっており、補助対象となった事業は平成 26 年度中に着手されていたものと考えられる。

**【平成 26 年度中に見積書が徴取されている経費】**

項目	体育館昇降器具ランプ取替
補助対象経費	164,160 円
見積書日付	平成 27 年 2 月 25 日
製品出荷日付	平成 27 年 3 月 4 日
竣工証明書日付	平成 27 年 6 月 1 日

出所：「実績報告書」等を基に監査人作成

補助対象経費の計上については、「北九州市私立外国人学校補助金手引き（平成 27 年度版）」において、次のとおり、年度を越えることがないように規定されている。したがって、この経費は補助対象として認められない。

**【補助対象経費の計上について】**

（申請にあたっての注意事項）

補助対象経費として計上するものは、年度を越えることがないようにしてください。対象年度の判断は、支払い日（請求日）ではなく、その事象の発生日で判断してください。したがって、今年度の補助対象経費は、平成 27 年 4 月 1 日以降に見積書を徴収し、購入等を行ったものとなります。

出所：「北九州市私立外国人学校補助金手引き（平成 27 年度版）」

市の見解を確認したところ、回答は次のとおりであった。

**【市からの回答】**

市では、補助額確定前の審査の段階で、当該経費に係る見積書が前年度に徴されていたことを発見し、学校から事情を聴取したところ、以下のとおりの事実が確認できた。

- ・平成 27 年度に本件工事を発注することを前提に 26 年度末に見積書を徴していたこと
- ・竣工証明書から、本件工事は平成 27 年 6 月 1 日に実施されていること

については、本件経費については、見積書は前年度に徴されているものの、補助対象年度に発生していることが明らかであることから、補助対象となると判断したものである。

出所：市からの回答

しかし、当該工事に利用する部品の出荷は既に平成 26 年度中に行われていることから、事象発生日は補助対象年度内であるとは言えない。

市は、この経費に係る補助金額について、確定額の変更及び補助金の返還について、検討する必要がある。また、補助金の交付に際しては、実績報告書及びその根拠となる支出証拠書類を慎重に確認し、補助対象経費であるか適切に審査を行うことが必要である。

ウ 監査の意見

(7) 私立学校振興助成補助金の目的及び助成額決定方法の見直しについて

私立学校振興助成補助金（以下「私学助成」という。）は県の所管事項であり、私立学校（幼・小・中・高）には県が経常経費助成を行っている。市は、県の補完的措置として、市内私立学校の振興を図るために私学助成を行っている。

現在は、備品購入費や軽微な修繕費に充てられる施設整備費への助成が最も大きく経済的援助の側面が強いと考えられるが、配分の際し、負担軽減状況等は考慮されていない。したがって、私学助成を行う意義や目的を再度整理し、これに伴い助成対象事業及び助成額の決定方法について見直すことが望まれる。

<内容>

平成 27 年度における私学助成の対象事業は次のとおりである。

【私学助成の対象事業（平成 27 年度）】 (単位：千円)

No	事業名	内容	平成 27 年度予算
私立小中学校（小学校 3 校・中学校 8 校）			
①	施設整備費及び 特色教育等振興費	・ 備品購入費及び軽微な修繕費 ・ 特色教育等振興経費	8,250
私立高等学校（16 校）			
②	教職員研修費	・ 教職員研修費	6,400
③	施設整備費	・ 備品購入費及び軽微な修繕費	48,000
④	特色教育等振興費	・ 特色教育等振興経費	10,000
総合計			72,650

出所：市作成資料である「私学助成について」を基に監査人作成

また、各学校に対する助成金の配分方法は次のとおりである。

【私学助成の配分方法】

<p>私立小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校割 …補助金予算額の 60%の額を交付対象学校数で除した額とする。</li> <li>・ 生徒数割…補助金予算額の 40%の額を、交付対象学校の生徒数で除して得た額に、当該学校の生徒数を乗じた額とする。生徒数は当該年度の 5 月 1 日現在の在籍生徒数とする。</li> </ul> <p>私立高等学校</p> <p>ア. 教職員研修事業</p> <p>補助金は、各学校の教職員研修経費の一部補助とする。</p> <p>イ. 設備整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校割 …設備整備補助金予算額の 60%の額を交付対象学校数で除した額とする。</li> <li>・ 生徒数割…設備整備補助金予算額の 40%の額を交付対象学校の生徒数で除して得た額に、当該学校の生徒数を乗じた額とする。生徒数は当該年度の 5 月 1 日現在の在籍生徒数（専攻科の生徒は除く。）とする。</li> </ul> <p>ウ. 特色教育等振興事業</p> <p>補助金は、各学校が行う別表の事業にかかる経費の一部補助とし、事業配点割により交付額と決定する。</p>
---

出所：「北九州市私立学校振興助成補助金交付基準」

現在の助成対象事業を見ると、施設整備費が最も多額であるが、これは、特に各私立学校に対する運営補助の側面が強いと考えられる。運営補助が目的であれば、仮に経営状況が良好で十分な内部留保がある私立学校に対して、それら経営状況や児童生徒及びその保護者に対する負担軽減状況が考慮されない配分方法である限り、助成目的に合致していないと考えられる。

これに関し、市からの回答は次のとおりである。

**【市からの回答】**

私学助成は、本市の特色ある私学の振興と保護者の経済的負担の軽減を図るため、『県の補完的措置』として助成を行っている。

平成 28 年度の福岡県と本市の私学助成に係る予算単価は、

- ・小学校 … 福岡県 315,419 円/人、本市 2,334 円/人
- ・中学校 … 福岡県 317,074 円/人、本市 3,156 円/人
- ・高等学校… 福岡県 349,797 円/人、本市 6,031 円/人

という状況であり、『県の補完的措置』であることは明白であり、本市の私学助成の予算規模では、『保護者負担額の軽減』に直接的な影響を与えるものでない。

そのため、現行の配分方法で実施しているもので、今後も現行の配分方法を維持していくことが妥当と考えている。

※なお、現行の配分の考え方としては、基本的に各校、各生徒（保護者）に公平な助成を行うものとし、学校割と生徒数割によるものとしている。

出所：市からの回答

現状の配分方法について、各校、各生徒に公平である一方で、私学助成が各私立学校にとって既得権益化している側面も否定できない。その結果、私学助成が振興に寄与することなく、各私学の内部留保として蓄積されるということも起こり得ると考えられる。

したがって、私学助成を行う意義や目的を再度整理し、それに応じた助成対象事業及び助成額の決定方法について見直すことが望まれる。

**(イ) 通学支援事業の見直し検討について**

平成 22 年 4 月 1 日に風師中学校と門司中学校を統合し、風師中学校は廃校となった。この学校統合を受けて、通学距離が 3 キロメートルを超える旧風師中学校校区に居住している生徒に対して定期券の支給を行っている。この通学支援事業について、将来的に見直すことが望まれる。

**<内容>**

風師中学校と門司中学校の学校統合に伴い、通学距離が 3 キロメートルを超える旧風師中学校校区に居住している生徒に対して、路線バス（西鉄バス）の定期券を支給している。平成 27 年度の予算額は 4,286 千円であった。

この通学支援事業について、従来風師中学校に通っていた生徒に対しては、市の都合により長距離通学を強いることになったため、このような通学支援が必要であったと考えられる。ただし、学校統合から 5 年以上経過している現在においてもこのような通学支援を続ければ、他の中学校において長距離通学をしている生徒との間に不公平が生じることにもなりかねないと考えられる。

これに関し、市からの回答は次のとおりである。

**【市からの回答】**

平成 26 年 3 月に定めた学校規模適正化の基準「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」で通学支援については、統合後の通学距離が 3 キロメートルを超える場合、通学支援を行うよう定めている。

これは、過去の学校統合において、通学が長距離になった場合、通学支援について地元と協議を行い、支援を決めたもので、今後の学校統合に適用するよう明文化したものである。

今後、学校統合を円滑に進めるためには、この通学支援は必要であり、期限を設けることは難しいと考えている。

出所：市からの回答

学校統合を円滑に進めるためには、通学支援を行うこともやむを得ないが、永久的に支援することの必要性は乏しいと考えられる。また、今後においてこのような学校の統合が進めば、当該事業の支出が増加されることも想定される。

そのため、当該支援については期限を定める、又は所得制限を設けるなどによって、削減することの検討が望まれる。

**(ウ) 藍島小学校における離島留学制度の導入検討について**

離島にある藍島小学校の児童数は、現在 15 人で、6 年生は 5 人であるが、3 年生はゼロ、1 年生及び 2 年生は各 1 人と少なく、今後も大幅な増加は見込まれない状況にある。一方、小学校では校舎が建て替えられ、校舎等教育環境が整備されている。

藍島小学校及び藍島の資源を有効に活用するとともに、藍島及び本土地区双方の子どもたちにメリットが享受できるよう十分検討した上で、離島留学制度の導入について検討することが望まれる。

**<内容>**

離島にある藍島小学校の児童数は、次のとおり、現在 15 人で、6 年生は 5 人であるが、3 年生はゼロ、1 年生及び 2 年生は各 1 人と少なく、今後も大幅な増加は見込まれない状況にある。

**【藍島小学校児童数（平成 28 年 5 月 1 日現在）】**

(単位：人)

学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
男子	1	1	0	4	3	2	11
女子	0	0	0	1	0	3	4
計	1	1	0	5	3	5	15

出所：「学校基本調査」

一方、藍島小学校では、施設の老朽化等を踏まえ、平成 26 年度から校舎の建替工事等が実施されており、平成 28 年 9 月から新校舎の利用が開始されている。

今回の監査における現地調査は、平成 28 年 9 月 8 日に実施し、真新しい校舎及び職員宿舎に加え、現在工事中の旧校舎解体及び運動場整備の状況を見学した。

藍島小学校ホームページには、校長先生のあいさつが次のとおり掲載されており、実際に現地を見ても、自然環境に恵まれ、地域とともにある小学校という印象を得た。豊かな自然と建替えられたばかりの校舎等教育環境を踏まえ、現在の児童数を見ると、さらなる有効活用の余地があると考えられる。

### 【藍島小学校ホームページにおける校長あいさつ】

本校は、北九州市小倉北区の北西約14 km沖の藍島を校区にし、へき地指定校（3級）で、全児童15名（平成28年度）、学級数3でへき地・小規模・複式の海の自然に恵まれた小学校です。北九州工業地域にありながら、美しい海と豊かな自然に恵まれあたたかく素朴な人情に育まれた島で、漁業を基幹産業として古き良き文化や歴史が、息づいています。北九州市民憩いのLove Islandとして親しまれ、現在、マリノベーション事業により、住み良い島づくり、豊かな島づくりが進行しています。

本校は、開校以来このすばらしい地域に支えられ共に歩んで来ました。また、地域の教育力を活かした様々な教育活動を展開し、ふるさと藍島を愛し未来に向かって大きく成長する児童の育成に向け、学校・家庭・地域が一体となりその実現を図っています。

学校教育目標である「藍島を愛し、豊かな心とたくましく生きる力をもった子どもの育成」のため明るく（A）、楽しく（T）、元気（G） えがお（E）を合い言葉に教育活動を行っています。

出所：北九州市立藍島小学校ホームページ

公益財団法人日本離島センターの調査によると、次のとおり、全国の離島において、離島留学や離島通学の取組が行われており、平成29年度から離島留学制度を実施予定としていところも5市町村5島あるとのことである。

### 【全国の離島留学・離島通学の状況】

	離島留学	離島通学
定義	全国の児童・生徒が離島に住民票を移し、1年単位で離島の学校に通学する制度。	文科省の定める学校選択制に含まれる。通常、市町村教育委員会が通学区域を設定するが、一定の基準（特色ある学校運営）を満たした小・中学校については、当該市町村の全域から児童・生徒の募集が認められる。
経過	小・中学校への留学は、新潟県佐渡島（合宿形式で小村小・羽茂中に通学、昭和61年度～平成22年度）や、愛媛県野忽那島（里親のもとから野忽那小に通学、昭和63年度～平成20年度）にはじまり、以降全国の離島へ広まった。  近年は、里親の減少により寮（合宿所）を設置するケースや、親子による留学もみられる。	実質的に平成9年度から可能となり、離島では同10年度からの広島県似島（広島市立似島小学校）が最初。以後、宮城県や愛知県、山口県などの本土に近接する離島の小規模校で実施されている。
平成28年度 実施状況	5県20市町村27島 小学校52校、中学校30校	9県10市12島 小学校12校、中学校7校

出所：公益財団法人日本離島センター発行「季刊しま2016年9月号」を基に監査人作成

藍島においては、本土からの航路の朝一便が10時台であり、始業に間に合わないことから離島通学制度の導入は難しいと考える。しかし、離島留学制度については、藍島住民の利益を最大限考慮した上で、一定の定員を設けるなどして導入することは可能と考える。

また、本土地区の住民にとっても、このような環境で学べることについて一定の需要はあると考える。

藍島小学校及び藍島の資源を有効に活用するとともに、藍島及び本土地区双方の子どもたちにメリットが享受できるよう十分検討した上で、離島留学制度の導入について検討することが望まれる。

## (2) 施設課

### ア 部署の概要

【部署の概要】(平成 28 年 7 月 1 日現在)

事務分掌	管理係	・課の庶務 ・学校用地 ・学校施設の目的外使用許可
	建設係	・学校の建設及び増改築 ・学校の施設台帳
	整備係	・校地及び校舎の維持修繕の計画及び実施 ・校地及び校舎の一般的管理
職員数	17 人	
平成 27 年度決算額	5,926,811 千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

### イ 監査の結果

#### (7) 市有地における自動販売機の設置形態について

市は、団体が市有地に自動販売機を設置する際、行政財産の目的外使用許可を行っている。しかし、本件は自動販売機業者への転貸に該当すると考えられる。

市有地を自動販売機設置のために利用させる場合には、転貸という形式ではなく、自動販売機設置業者に対して貸付手続を行う必要がある。

#### <内容>

市は、旧戸畑中学校用地に整備されている戸畑庭球場敷地内の土地について、庭球場を利用して団体 B に対し、次のとおり行政財産の目的外使用許可により自動販売機を設置させている。

#### 【目的外使用許可の概要】

所在	戸畑区新池 2-1-33
行政財産	旧戸畑中学校用地
使用面積	0.931 m <sup>2</sup> (自動販売機 1 台)
許可先	団体 B 会長
使用期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで (毎年度許可更新、最初に使用許可した時期は不明)
使用目的	自動販売機設置
使用料	月額 390 円

出所：「学校施設目的外使用許可申請書」

行政財産は、行政目的のために利用されるものであるが、その行政財産の用途又は目的を妨げない限りにおいて目的外使用許可という形で使用を許可することができる。

そのため、行政財産の管理上の支障を取り除くため、第三者への転貸や使用の権利の譲渡が禁止されており、市が発行している目的外使用許可書の許可条件にも次のとおり示されている。

#### 【目的外使用許可条件について】

(許可条件等)

許可書記載のとおり使用するものとし、第三者に使用財産を転貸し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

出所：「目的外使用許可申請書」裏面記載の許可条件等より抜粋

本件についてみると、自動販売機を所有し、管理するのは自動販売機設置業者であり、直接的に料金収入を得ているのも自動販売機業者であって、団体Bは自動販売機設置業者と契約を締結し、販売額の一定割合の収入を得ている。

これは、許可を受けている団体Bから自動販売機設置業者への転貸に該当すると考えられる。

また、このような自動販売機設置業者への転貸が行われる場合には、市が行政財産を貸付けることによる貸付料収入として本来得られるはずの収入増の機会を逸することになる。

市は、平成25年12月12日付北九財財活第843号財政局長通知「民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について（通知）」により、それまで民間事業者が設置する自動販売機においては目的外使用許可とし、その使用料については価格提案方式を導入していたが、平成26年度より当該方式を見直し、行政財産の貸付とし、その貸付料について入札とするように変更している。

したがって、行政財産である公共用地を自動販売機設置のために利用させる場合には、平成25年通知のとおり、市が、直接、自動販売機設置業者に対して入札を行うことにより貸付手続を行う必要がある。

### 【自動販売機の取扱いの変更に関する通知】

民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について（通知）

現在、民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機においては、地方自治法（以下「法」という）第238条の4第7項による目的外使用許可とし、その使用料については価格提案方式を導入しているところです。

このたび、この方式について見直しを行い、法第238条の4第2項第4号による行政財産の貸付けとし、その貸付料について入札とするよう変更したので、下記のとおり通知いたします。

#### 記

#### 1 対象となる自動販売機

民間事業者の設置する清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）

（「価格提案方式を導入する行政財産の目的外使用許可に関する要綱」（以下「旧要綱」という。）第3条により適用除外となるものを除く。）

#### 2 実施時期

平成26年4月1日

#### 3 要綱

公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱（別紙）

#### 4 旧要綱により価格提案を実施した自販機の取扱い

平成24、25年度に旧要綱により価格提案を実施した自販機で、当初許可の日から3年を超えない範囲で更新する予定のものについては、更新の際に価格提案のあった使用料と同額をもって貸付料とした貸付契約を締結するものとする。

出所：平成25年12月12日付北九財財活第843号財政局長通知「民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について（通知）」より抜粋

## ウ 監査の意見

### (7) P F I 事業におけるプール監視業務の警備業認定の要否確認について

市立思永中学校温水プールの監視業務に関し、警備業の認定が必要か関係機関に確認の上、必要な場合は、警備業の認定を受けている業者に委託するよう、SPCに指導することが望まれる。

#### <内容>

北九州市立思永中学校整備PFI事業によって、温水プールが整備されており、学校が利用しない時間帯については、一般市民に開放されている。

この温水プールに関しては、PFI事業の特別目的会社（以下「SPC」という。）が、運営業務を「株式会社C・D有限会社共同企業体」に委託している。この共同企業体において、実質的には、プール監視業務は、「D有限会社」（以下「監視業務実施事業者」という。）に委託している。

プール監視業務について、平成24年6月25日付けの警察庁担当室長からの事務連絡では、次のとおり、有償で委託を受けて行われている場合は警備業法上の警備業務に当たり、警備業の認定が必要とされている。

#### 【警察庁事務連絡（抜粋）】

プール監視業務については、これがプールの所有者自身の職員により行われている場合やPTA、ライフガード等により無償で行われている場合は、警備業法（昭和47年法律第117号）上の問題とはならないが、所有者から有償で委託を受けて行われている場合には、当該プール施設内における事故の発生を未然に防止するために必要な措置をとること（雑踏整理、遊泳秩序維持、盗難防止等）を主な任務とし、事故が発生した場合には人命救助等をも行うものとして、警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当し、警備業務に当たると解される。また、警備業者には、警備員の人数や担当業務、事故発生時の措置といった業務の重要事項を依頼者に事前に説明することや苦情に適切に対応することなどが義務付けられており、認定を受けた業者に依頼がなされることで、プール監視業務の適正が図られることも期待されることである。

出所：「平成24年6月25日警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長事務連絡」

監査時点において、運営業務の受託者の共同企業体の構成企業である「株式会社C」は警備業の認定を受けているが、実質的にプール監視業務を行っている「D有限会社」は警備業の認定を受けていない。

これに関し、市からの回答は次のとおりである。

#### 【市からの回答】

管理業者に確認したところ、警察庁事務連絡の別添2「プール監視業務を受託する際の警備員の資質向上について」に記載の資格のうち、「プール管理責任者講習会」を思永中プール運営業務責任者が受講修了していることを確認しました。

なお、警察庁の事務連絡別添1に警備業の認定が必要ない事例として、「プール監視業務を指定管理者制度により指定を受けた者が行う場合」とあり、本件PFI事業におけるプール運営業務についても、内容的に指定管理者制度に準ずるものとして考えており、警備業の認定は必要ないと考えております。

またプール運営業務を委託されている管理業者の現場責任者が必要な資格を保有していることから、利用者の安全管理体制上も問題ないと考えます。

出所：市からの回答

指定管理者制度とは、公の施設について、議会の議決を経た上で管理者を指定し、施設の管理を行わせる制度であり、PFIとは、民間資金を活用して、施設の整備及び管理運営を一定期間包括して行わせる制度である。

本件の場合、プール監視事業者は、包括して施設の整備及び管理運営を行うSPCから有償でプール監視業務を受託していることから、指定管理者制度における指定管理者に準ずるものとは言えず、警備業の認定が不要とは言い切れないと考える。

少なくとも、これらの警備業の認定状況等について、監査時点まで確認されていなかった状態にあった。

市は、このプール監視業務に関し、管理業者について警備業の認定が必要か、関係機関に確認の上、必要な場合は、警備業の認定を受けている業者に委託するよう、SPCに指導することが望まれる。

#### (イ) 門司総合特別支援学校建設工事の入札への対応について

門司総合特別支援学校建設工事の入札において、3者が応札しているが、うち2者は予定価格を超過し失格となっている。なお、予定価格は事前公表されており、この2者は落札できないことが分かった上で、応札していることになる。通常想定されない状況であることを鑑みると、少なくとも参加業者に対する事情聴取は行うべきであったと考える。

今後、同様の状況の場合には、慎重に対応することが望まれる。

#### <内容>

門司総合特別支援学校建設工事の入札において、3者が応札しているが、うち2者は予定価格を超過し失格となっている。

なお、予定価格は事前公表されており、この2者は落札できないことが分かった上で、応札していることになる。

このことに関し、平成26年11月20日に開催された平成26年度第3回入札等監視委員会においても、次のようなやりとりがなされている。

なお、問は委員会の委員からの質問、答は市側の回答である。

#### 【北九州市入札等監視委員会 平成26年度第3回定例会議議事概要（抜粋）】

(問) 予定価格を事前公表しているのに、予定価格以上で応札をしている一般競争入札の案件がある。その場合、応札した業者にペナルティーはあるのか。

(答) ペナルティーはない。通常、予定価格以内で工事が実施できないのであれば、入札に参加しない。

出所：「平成26年度第3回 北九州市入札等監視委員会 議事概要」

市のホームページでは、過去の入札結果を公表しており、今回、2011年4月1日以降の「一般競争入札」「建築」の区分で、キーワードを「学校」として検索した結果、60件が該当した。

これら60件について、同様の事例を調査した結果、予定価格を超過し、失格となった業者が存在する事例は、次の表の2件であった。

どちらも、平成26年7月23日に開札された工事であり、「E」JVは両方の工事と同様に失格となっている。

過去5年間の60件中、この2件だけであり、しかも同日に開札された案件であること、1者は同じJVということを見ても、少なくとも参加業者に対する事情聴取は行うべきであったと考える。

門司の工事については、有効となる価格で応札した業者は1者のみで、落札率も99.99%と高い点もある

市の入札等監視委員会において、市側が回答しているとおり、通常想定されないことがあっている以上、慎重な対応が必要であったと考える。

**【予定価格超過による失格業者が存在する事例】**

	上津役中学校改築工事	門司総合特別支援学校新築工事
予定価格	1,088,450,000円	1,868,140,000円
最低制限価格	992,600,685円	1,702,606,607円
開札日	2014/7/23 9:43:46	2014/7/23 09:11:13
落札価格	995,053,000円	1,868,000,000円
落札率	91.42%	99.99%
応札者	4者（全て共同企業体） うち最低制限価格以下で失格1者 予定価格超過で失格1者	3者（全て共同企業体） うち予定価格超過で失格2者

上津役中学校改築工事

業者名 (JV)	入札価格	技術評価点	評価値	摘要
F	995,053,000円	107.80	10.8335	落札
G	1,087,000,000円	111.80	10.2851	
H	980,000,000円	113.35	11.5663	失格（最低制限価格以下）
E	1,132,000,000円	118.10	10.4328	失格（予定価格超過）

門司総合特別支援学校新築工事

業者名 (JV)	入札価格	技術評価点	評価値	摘要
I	1,868,000,000円	113.10	6.0546	落札
J	1,952,000,000円	113.30	5.8043	失格（予定価格超過）
E	2,052,000,000円	115.10	5.6091	失格（予定価格超過）

注：価格は全て税抜き

出所：「入札情報公開サービスシステム」及び「入札結果一覧表」を基に監査人作成

(ウ) 学校施設の中長期的な整備計画の策定について

市では、経年的に老朽化している、又は老朽化する見込みである学校校舎が散見される。今後、校舎の建て替えや大規模修繕が必要になると考えられることから、中長期的な整備計画を策定することが望まれる。

<内容>

市の小・中学校等の校舎は、昭和40年代以前に建てられたものが多く、経年的に老朽化している、又は近い将来に老朽化する見込みであるものが散見される。

各校舎について耐震工事を実施し、また一部の校舎については大規模修繕をしている状況であるが、今後においては多くの校舎について建て替えや大規模修繕が必要になると考えられる。

この点について、市に確認したところ、担当者からは、単年度の計画はあるが、中長期的な計画はないとの回答を得た。

校舎の建て替えや大規模修繕については、多額の費用を要するとともに、仮教室の確保といった学校の運営にも多大な影響を及ぼすことから、中長期的な観点で整備計画を策定することが望まれる。

【昭和40年代以前に建設された校舎】

建築年度	経過年数	校数	学 校
昭和29年	62年	1	高槻小
昭和30年	61年	1	鳴水小
昭和31年	60年	3	祝町小、筒井小、大蔵中
昭和32年	59年	1	三郎丸小
昭和33年	58年	2	日明小、柳西中
昭和34年	57年	—	—
昭和35年	56年	10	中島小、黒畑小、緑丘中、霧丘中、富野中ほか
昭和36年	55年	6	田野浦小、泉台小、北方小、葛原小、戸ノ上中ほか
昭和37年	54年	7	小森江西小、富野小、西小倉小、城野小、一枝小ほか
昭和38年	53年	—	—
昭和39年	52年	2	白野江小、足原小
昭和40年	51年	2	小森江東小、藤木小
昭和41年	50年	3	南小倉小、池田小、北九州市立高
昭和42年	49年	4	若園小、折尾西小、塔野小、守恒小
昭和43年	48年	8	松ヶ江南小、到津小、曾根小、広徳小、菅生中ほか
昭和44年	47年	10	大積小、萩ヶ丘小、志徳中、小倉総合特別支援ほか
昭和45年	46年	7	霧丘小、吉田小、松ヶ江中、高見中、小倉幼稚園ほか
昭和46年	45年	15	大里東小、松ヶ江北小、桜丘小、菊陵中、企救中ほか
昭和47年	44年	13	柄杓田小、足立小、徳力小、南小倉中、城南中ほか
昭和48年	43年	8	朽網小、企救丘小、沼中、引野中、八幡東幼稚園ほか
昭和49年	42年	13	伊川小、大里南小、永犬丸中、八幡特別支援ほか

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

(I) 学校施設等警備業務委託費の予定価格の積算方法の見直しについて

学校・幼稚園施設警備業務委託に関する入札状況を見ると、業者によって入札額が大きく異なり、また落札率についても低い水準にあり、予定価格とのかい離が大きい。市は、予定価格をより適切に積算することが望まれる。

<内容>

平成24年8月から平成29年7月までにおける学校・幼稚園施設警備業務委託に関して、一般競争入札により業者を選定し、契約を締結している。業務に関しては、市内各区で区分し入札が行われており、その結果は次のとおりである。

入札額が、業者によって大きく異なっており、また落札率についても低い水準で予定価格とのかい離が大きくなっている。

【学校・幼稚園施設警備業務委託における入札結果】

	入札最低額 (落札額(A))	入札最高額	予定価格 (C)	落札率 (A/C)
門司区	49,896千円	184,860千円	88,749千円	56.2%
小倉北区	40,200千円	214,416千円	103,318千円	38.9%
小倉南区	34,920千円	311,652千円	139,854千円	25.0%
若松区	23,700千円	135,720千円	50,808千円	46.6%
八幡東区	17,100千円	129,348千円	63,379千円	27.0%
八幡西区	36,774千円	348,588千円	157,140千円	23.4%
戸畑区	14,040千円	117,000千円	30,589千円	45.9%

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

(注1) 全ての区の入札において、11業者が参加している。

(注2) 上記の金額については、全て消費税抜きの金額である。

市は、予定価格の積算に当たり、区ごとにそれぞれ3者から参考見積書を手入している。しかし、市契約規則に規定されているとおり、今後は、過去の契約金額や他の施設に係る警備業務契約などを勘案して、より適正な予定価格の設定に努めることが望まれる。

【一般競争入札における予定価格について】

北九州市契約規則

(一般競争入札の予定価格及び最低制限価格)

第13条 市長は、一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の50を下らない範囲内で定めるものとする。

出所：「北九州市契約規則」

(オ) 支出負担行為伺書における記載内容の充実について

市は、離島にある藍島小学校用の備品を購入したが、履行場所（納品場所）は旧風師中学校とされ、その理由について支出負担行為伺書に何ら記載されていなかった。

経緯等がわかるよう、今後は、このような内容についても支出負担行為伺書に記載しておくことが望まれる。

<内容>

備品購入に関する書類を閲覧したところ、市から船で約 35 分の離島にある藍島小学校用の備品について、履行場所が門司区にある旧風師中学校となっていた。

市によると、運送コストを軽減するため、藍島小学校用の備品などについては旧風師中学校に納品させて、まとめて旧風師中学校から藍島小学校に運送したとのことであった。

しかし、このような理由などは支出負担行為伺書には記載されていなかった。

支出負担行為伺書においては、何を誰からいくらで購入するかといった定型的なものだけではなく、説明が必要なものについては、その経緯等がわかるように記載した上で決裁を得ることが望まれる。

【藍島小学校向けの備品の取引の概要】

決裁日	平成 28 年 1 月 8 日
購入物品	トロフィー棚他
購入金額	1,283,007 円
摘要	初度調弁（藍島小学校）
履行場所	旧風師中学校

出所：「支出負担行為伺書」

### (3) 教職員課

#### ア 部署の概要

【部署の概要】(平成28年7月1日現在)

事務分掌	教職員係	<ul style="list-style-type: none"><li>・部、課の庶務</li><li>・学校職員のうち県費負担教職員の人事</li><li>・学級編制</li></ul>
	給与厚生係	<ul style="list-style-type: none"><li>・県費負担職員の給与</li><li>・県費負担職員の児童手当の受給資格及び額の認定</li><li>・学校職員の公務災害補償</li><li>・学校敷地内禁煙</li><li>・学校職員の福利厚生</li><li>・教職員住宅</li></ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校職員の人事制度の企画、調査及び研究</li><li>・学校職員の人事及び研修(教職員係の主管に属するものを除く)</li><li>・学校職員の服務</li><li>・学校職員の分限及び懲戒</li><li>・職員団体及び労働組合</li></ul>
職員数	28人	
平成27年度 決算額	960,044千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

#### イ 監査の結果

監査の結果、合规性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

#### ウ 監査の意見

##### (7) 一般財団法人北九州市教職員互助会に対する補助金の見直しについて

市は、一般財団法人北九州市教職員互助会(以下「教職員互助会」という。)に対し、補助金を交付している。教職員互助会の財政状況や補助対象経費の内容などから、市からの補助金を見直す余地は大きいと考える。

市は、教職員互助会への補助について、見直すことが望まれる。

##### <内容>

教職員互助会は、市における教育文化の振興に寄与し、あわせて北九州市立学校教職員及び教育関係職員の相互共済・福利増進を図ることを目的として設立された法人である。具体的には、北九州市の教職員から掛金を徴収して慶弔、健康管理等の福利厚生や相互共済等の事業を行っている。

市は、次のとおり「北九州市教職員互助会に対する補助金交付実施要領」を定め、平成27年度は15,000千円の補助金を交付している。

**【補助金交付実施要領】**

1. 目的	この要領は、北九州市（以下「市」という。）が北九州市教職員互助会（以下「互助会」という。）に対して行う補助金交付に関して必要な事項を定める。
2. 補助対象事業	補助対象事業は、小学校、中学校及び特別支援学校教職員の福利厚生事業及び相互共済を目的とする事業とし、互助会事業のうち給付事業、福利厚生事業に含まれるもので、本来事業主が負担するものとする。
3. 補助金額	補助金額は、補助対象事業の経費の2分の1以内とし、市の当該年度の予算措置の範囲内とする。
4. 補助金の交付	補助金は、2期に分けて交付し、4月及び10月に交付する。
5. 補助金申請等の手続き	補助金申請の手続きに関しては以下のとおりとする。 (1) 互助会は、毎年度市へ補助金交付申請を行うこと。 なお、申請書の添付書類として、事業計画、予算計画に関する書類を添付し、目的及び内容を明確にすること。 (2) 補助事業の内容、経費の配分、執行計画を変更する場合、また、事業を中止又は廃止する場合には、市の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合においては、速やかに市に報告し、指示を受けること。
6. 実績報告等	互助会は、市へ毎年4月20日までに、前年度補助対象事業の実績報告を行うこと。 なお、報告書の添付書類として、事業報告、収支決算に関する書類を添付すること。
附 則	
1	この要領は、平成20年4月1日から適用する。
附 則	
1	この要領は、平成25年4月1日から適用する。

出所：「北九州市教職員互助会に対する補助金交付実施要領」

平成27年度における補助対象経費の状況は、次のとおりである。

補助金額は、補助対象事業の経費の2分の1以内とし、市の当該年度の予算措置の範囲内とされており、補助対象経費（38,461,272円）×補助率（1/2）＝19,230,636円 > 予算措置額（15,000,000円）であることから、補助金額は15,000,000円となっている。

**【平成27年度補助対象経費の状況】**

（単位：円）

種別	項目	内容	H27 決算額
給付事業	死亡弔慰金	会員又は会員の家族が死亡したとき給付	929,000
	結婚祝金	会員が結婚したとき給付	1,100,000
	出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産したとき給付	1,750,000
	入学祝金	会員の子が小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）第1学年に入学したとき給付	685,000
給付事業計			4,464,000

種別	項目	内容	H27 決算額
福利厚生事業	予防接種補助	日本脳炎、インフルエンザ予防接種費の補助	3,149,000
	健康管理補助	人間ドック、健診費の補助	28,274,000
	実技講座	パソコン教室、健康管理セミナー（アロマセラピー、ノルディックウォーキングなど）	2,138,062
	芸術鑑賞補助	指定施設及び指定チケット購入補助（上限2,000円/人） （北九州国際音楽祭、北九州市立美術館、出光美術館、いのちのたび博物館など）	436,210
福利厚生事業計			33,997,272
補助対象事業費計			38,461,272

出所：「一般財団法人北九州市教職員互助会 事業報告書」

教職員互助会の過去5年間の決算状況は次のとおりである。

各年度末の財政状態である貸借対照表を見ると、資産及び負債の大部分は、会員の掛金の一部払戻引当資産と払戻準備金（約22億円程度）である。流動資産が平成27年度末で4億円以上となっている。

#### 【教職員互助会の決算の概要】

貸借対照表（各年度末現在）

（単位：千円）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
資産の部	2,732,099	2,688,591	2,627,439	2,551,138	2,650,777
流動資産	42,488	41,289	65,997	218,385	414,710
固定資産	2,689,610	2,647,302	2,561,441	2,332,752	2,236,066
負債の部	2,539,452	2,498,849	2,415,353	2,320,407	2,226,461
流動負債	9,425	7,216	5,178	6,595	5,426
固定負債	2,530,027	2,491,633	2,410,175	2,313,812	2,221,034
正味財産の部	192,646	189,741	212,085	230,730	424,315
指定正味財産	-	-	-	-	-
一般正味財産	192,646	189,741	212,085	230,730	424,315

出所：「一般財団法人北九州市教職員互助会 事業報告書・決算書」

毎年の損益の状況である正味財産増減計算書を見ると、平成23年度は経常増減額がマイナスとなり、平成24年度は福利厚生事業の見直しなどによりマイナス幅は縮小している。平成25年度以降は、経常増減額はプラスとなっている。なお、平成27年度は、評価損益等調整前の経常増減額は、特定資産受取利息の減少などにより、3,946千円であるが、評価益が190,794千円計上され、当期経常増減額は194,741千円となっている。

正味財産増減計算書

(単位：千円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
経常収益	111,589	109,874	126,440	125,901	110,135
特定資産受取利息	18,646	27,434	33,754	37,182	27,098
事業収益	65,886	62,840	73,763	70,512	67,870
受取補助金等	16,647	16,647	16,647	16,647	15,000
その他	10,410	2,953	2,276	1,560	167
経常費用	124,509	109,344	102,082	105,082	106,189
事業費	116,329	100,936	93,925	97,208	97,754
うち給付事業費	11,526	10,967	9,709	9,043	8,689
うち福利厚生事業費	59,041	45,852	44,921	43,583	45,016
管理費	8,180	8,407	8,157	7,873	8,434
評価損益等調整前 当期経常増減額	△12,919	529	24,357	20,818	3,946
評価損益等	-	-	-	-	190,794
当期経常増減額	△12,919	529	24,357	20,818	194,741
経常外収益	-	-	341	-	-
経常外費用	-	710	-	470	-
法人税等	3,786	2,723	2,354	1,702	1,155
当期一般正味財産増減額	△16,705	△2,905	22,344	18,645	193,585
一般正味財産期首残高	209,351	192,646	189,741	212,085	230,730
一般正味財産期末残高	192,646	189,741	212,085	230,730	424,315

出所：「一般財団法人北九州市教職員互助会 事業報告書・決算書」

注：平成 25 年度については、一般財団法人への移行に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までと平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの分ち決算となっているため、この 2 期分を合計した金額を掲載している。

上記のとおり、教職員互助会の財政状態を見ると、運用資産の評価益計上により、流動資産が 4 億円以上あるものの、会員の高齢化等に伴い、運用資産の減少等から単年度で見ると、収支はほぼ均衡しているといえる。

市の補助金交付実施要領をみると、補助対象事業は、「教職員の福利厚生事業及び相互共済を目的とする事業とし、互助会事業のうち給付事業、福利厚生事業に含まれるもので、本来事業主が負担するものとする。」とされている。

教職員互助会の会員である公立学校の教職員については、公立学校共済組合に加入しているが、その運営に対しては現在、給与を負担している県が事業主負担を行っており、死亡時の弔慰金や出産時の付加金など趣旨が重複する給付も存在する。なお、給与の負担は、平成 29 年度から市に移管される予定である。

市が補助金を支出するのは、客観的に公益上の必要性が求められる。補助対象経費について、例えば、パソコン教室などの経費に補助することが妥当なのかなど、検討する余地があると考え。また、教職員互助会の財政状態から財政的援助が必要な状況だとしても、会員である掛金や給付水準を見直すなど教職員互助会の自助努力がまず必要と考える。これらを総合的に検討しつつ、本補助金について見直すことが望まれる。

なお、見直しに当たっては、市長部局が所管する北九州市職員厚生会に対する市費負担の状況も考慮することが望ましい。

#### (4) 学事課

##### ア 部署の概要

【部署の概要】(平成 28 年 7 月 1 日現在)

事務分掌	学事係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 課の庶務</li><li>・ 学校の物品の管理換、保管換等</li><li>・ 学校の物品の出納及び保管事務の指導調整</li><li>・ 教材教具等の整備</li><li>・ 義務教育諸学校への就学</li></ul>
	就学係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教科書無償給付</li><li>・ 準要保護児童生徒の認定</li><li>・ 就学補助 (他課の主管に属するものを除く)</li><li>・ 就学資金</li></ul>
	学校経理係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校の管理運営に要する経費の予算及び決算</li><li>・ 学校の管理運営費の経理</li></ul>
職員数	17 人	
平成 27 年度 決算額	6,380,584 千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

##### イ 監査の結果

###### (ア) 学校コンピュータにおける各校サーバの適切な管理について

市の小中学校には学校単位でデータサーバが設置されているが、物理的な保護が十分でないケースが見受けられた。サーバ障害は業務の著しい支障となる。サーバは適切に保護される必要がある。

###### <内容>

教職員の利用する学校コンピュータシステムのサーバが各校に設置されているが、一部の学校においては、埃が蓄積し、埃、水分、湿度による故障、漏電等の異常が発生しやすい状況でもあった。

サーバを含むハードウェア等の設置環境については「セキュリティ要領」に次のように定められている。

###### 【ハードウェア等の設置環境】

第 3 章 情報セキュリティ対策基準 第 1 節 物理的及び環境的セキュリティ 1 ハードウェア等の設置環境 (1) セキュリティ責任者は、情報システムのハードウェア及びネットワーク (以下「ハードウェア等」という。) を、情報システム安全対策基準 (平成 7 年 8 月 29 日通商産業省告示第 518 号) の「五 設置基準」に準じた環境により、適切に管理しなければならない。
--

出所：「セキュリティ要領」

ハードウェア等の設置環境は、情報システム安全対策基準に準じた環境により適切に管理しなければならないとあるが、この情報システム安全対策基準自体、平成 7 年 8 月のもので、それ以降に得られた情報セキュリティに関する知見は考慮できていない。平成 27 年 3 月版「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」には次のように埃、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置することを求めているが、情報システム安全対策基準では考慮されていない。

### 【サーバ等の管理】

#### (1) 機器の取付け

情報システム管理者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

出所：「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

平成 27 年 3 月版 3.4.1. サーバ等の管理【例文】」

サーバ等の管理に関して、設置する場所の環境を考慮することは基本的なことであり、サーバは適切に保護される必要がある。

## ウ 監査の意見

### (7) 会計事務調査及び監査委員監査の連携による事務の適正化、効率化について

市教委は、各学校の会計事務の処理状況について、多くの労力をかけて実情調査を実施している。一方、監査委員も定期監査を実施しているが、両者間での連携はなされていない。市教委は、全体最適の観点から、市監査委員（事務局）とともに、両者の連携について検討することが望まれる。

#### <内容>

市教委は、各学校の会計事務の処理状況について、会計事務実情調査を実施している。この調査結果については、事務処理の参考になる通知等を添付した上で、全校に通知している。また、平成 20 年度からは、教育委員会事務局職員と学校事務の担当者・管理者が、学校令達予算の執行方法の改善や関係帳票の見直しなどについて意見交換を行うことにより、業務の効率化を図ることを目的として、「財務会計事務見直し会議」を開催している。この結果についても、全校（園）に通知している。

会計事務実情調査は、平成 25 年度からは各学校における財務会計事務の状況改善を目的として、年 3 回実施されており、平成 27 年度は、計 41 校を対象に、1 校当たり 5～7 人の職員が出向いて調査を行っている。

一方、市監査委員（事務局）では、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施している。市教委事務局については 2 年に 1 回、各学校については 2 年に 1 回、25 校程度を対象にしている。

学校等の数は約 200 校（園）であるので、市教委の会計事務実情調査は、5 年間で全校を一巡できる。しかし、市監査委員（事務局）の定期監査では、16 年かかる計算になる。

監査結果を見ると、両者とも同様の指摘事項等が見受けられるが、この両者間で、特に情報交換等は実施されていない。市教委によると、会計事務実情調査は、内部指導及び再発防止の側面が強いということである。

両者とも、会計事務の適正な執行や効率化を主な目的としており、市の全体最適の観点から、例えば、市教委の実情調査結果を踏まえ、多くの学校に見られる発見事項やその原因となるものについて、市監査委員（事務局）は集中的に監査を実施するなどして、制度等の改善について意見を出すなど、連携して実施することについて検討することが望まれる。

連携が進めば、市教委は、会計処理誤りの原因となる制度等の見直しにより、段階的に実情調査の事務軽減を図ることができ、各学校では事務の効率化及び誤りの軽減につなげることができる。また、市監査委員（事務局）は、市教委の会計事務実情調査の範囲内については、監査対象を軽減してより深い監査が実施できるとともに、学校への往査負担を軽減することができる。と考える。

#### (イ) 情報システム利用者による評価の収集と反映について

情報システムは構築されることで価値を発揮するのではなく、効果的に利用されてこそその価値が発揮される。特に利用者が多く、かつ利用頻度の多いシステムについては効果的に利用できているか、利用者による評価を収集、反映し、改善に取り組むことが望まれる。

##### <内容>

情報セキュリティに関する改善事項等、利用者の要望を積極的にすいあげる仕組みとしては、校長との意見交換会等や、ヘルプデスクが取り入れられている。しかしながら、特に関係者が教職員と保護者と多人数にわたる「校務支援システム」については、月間の利用ピーク時にはレスポンスが著しく低下し、忙しい時期に手待ち時間が発生する、台風等非常時の連絡に利用する機能について「送信時の字数制限があって手間がかかる」、「既読システムがタイムリーに機能しない」、「返信確認ができない」、「時間指定したメール配信が指定時間に届かない」等の改善要望が今回の監査で訪問したいくつかの現場からあげられている。現状の仕組みでは改善事項、利用者の要望等を取り上げられていない可能性がある。

「情報セキュリティ管理基準（平成28年改正版）」では、項番16.1.1.1にて情報セキュリティ弱点の評価のための手順(不具合点をすいあげる手順)を講じるように求めている。これは、「手順をつくること」が目的ではなく、「利用者が効率的な業務を行うことのできるシステムに改善すること、問題が発生することを未然に防ぐこと」が目的である。

「校務支援システム」については不具合や要望をすいあげるとともに、それらについて改善に取り組むことが望まれる。

#### 【情報セキュリティインシデント管理について】（下線部分は監査人が付加）

情報セキュリティインシデント管理に関する管理層の責任及び手順について、組織において以下の6点の手順が策定され、十分に伝達されることを確実にするために、管理層の責任を確立する。

1. インシデント（※1）対応の計画及び準備のための手順
2. 情報セキュリティ事象（※2）及び情報セキュリティインシデントを監視、検知、分析及び報告するための手順
3. インシデント管理活動のログを取得するための手順
4. 法的証拠を扱うための手順
5. 情報セキュリティ事象の評価及び決定のための手順、並びに情報セキュリティ弱点（※3）の評価のための手順
6. 対応手順（段階的取扱い、インシデントからの回復の管理、並びに内部及び外部の要員又は組織への伝達のための手順を含む。）

出所：「情報セキュリティ管理基準（平成28年改正版）」

※1：インシデント：事件又は事故

※2：情報セキュリティ事象：システムの誤動作や異常な挙動等の情報セキュリティに関連した現象

※3：情報セキュリティ弱点：システムやサービスの利用中に発見された、又は疑いを持たれた機密性・完全性・可用性に関する問題点

#### (ウ) サイバー攻撃への備えについて

学校ネットワークはオープンなネットワークではないが、一部外部と接続できる機能を有しており、近年脅威が高まっているサイバー攻撃に全く関係ないとはいえない。少なくとも既知の手口によって被害を受けることのないよう、職員に対し、情報セキュリティ（特にサイバー攻撃）に関する知識及び能力の向上に必要な研修を行うことが望まれる。

#### <内容>

学校ネットワークはオープンなネットワークではないが、校務支援システムについては、外部と連絡可能なメールアドレスを有している。利用者である教職員に対して標的型攻撃メール等といったサイバー攻撃に対する周知がなされていないため、サイバー攻撃に対して適時に対応できない可能性がある。

#### 【市からの回答】

教職員の研修は、教育センターが体系的に実施しており、情報セキュリティに関する研修についても、その中の一つとして実施している。各校情報教育担当者向けに年1回実施し、各校にて全教職員に周知させることにより、全教職員の知識及び能力の向上につながっている。

また、個人情報の管理については、不祥事防止マニュアルに基づいて、各学校において事務改善会議で研修を行っており、教職員課においても管理者等に対して研修を行っている。

さらに、情報セキュリティの知識の向上及び注意喚起に関する通知を、学事課はじめ関係各課から随時行っている。

出所：市からの回答

昨今では業務上利用するメールアカウントだけでなく、個人で利用しているメールアカウントを利用した電子メールを侵入口として、大量の情報漏洩を図る標的型攻撃メールの被害が増えている状況である。平成27年5月には日本年金機構で約101万人の情報が流出し、平成28年3月には旅行業者で約697万人の情報が流出している。過去1年に1割弱の企業が、標的型攻撃を認知していたという調査もある（参考：日本情報経済社会推進協会/JIPDEC「企業IT利活用動向調査2016」）。

市の見解では、情報セキュリティに関する研修が行われているとのことであるが、標的型攻撃メールの見分け方について回答できない教職員がいることは、そこから被害が発生、拡大する可能性がある。研修を実施しているとしても、実際に情報セキュリティ面で安全な行動をとることができなければ意味がない。学校ネットワークは外部からのアクセスが制限されているとはいえ、少なくとも標的型攻撃メールの手口を職員が理解し、既に被害者が発生している手口によって被害を受けることのないよう、例えば、「校務支援システムの掲示板機能、回覧板機能、メール機能等を利用した情報提供」、や、「北九州市教育センターのWEB研修の活用」、「独立行政法人情報処理推進機構が公開する標的型攻撃対策をテーマとした映像コンテンツの利用」、「警察庁の公開する情報セキュリティ対策ビデオの利用」、「利用者全員を対象にした、模擬の標的型メールを配信する演習」等、職員に対して情報セキュリティ（特にサイバー攻撃）に関する知識及び能力の向上に必要な研修又はそれに代わる方法を行うことが望まれる。

(I) 児童・生徒負担金の保護者決算報告及び保護者会計監査の適切な実施について

各学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類を閲覧したところ、決算報告や会計監査が実施されていない事例が見受けられた。

各学校においては、会計ごとに漏れなく適切な監査を受けたのち、決算報告を行うことにより保護者に対して適切に説明責任を果たし、透明性を維持することが望まれる。

<内容>

学校では、児童及び生徒の私費負担となっている経費を学校において徴収し、保護者に代わって執行するという児童・生徒負担金の制度がある。

児童・生徒負担金の取扱いについては、次のとおり「校納金会計事務取扱マニュアル」に定められている。

【児童・生徒負担金の概要】

負担金の定義	学校において徴収できる負担金とは、現行制度上児童生徒の私費負担となっている経費のうち、学校教育活動を通じて、児童生徒に直接還元されるもので、校長が学校教育活動に必要なものと認め、学年、学級及び特別活動におけるクラブを単位として、学校が定めた金額を児童生徒から徴収する経費をいう。 なお、本来児童生徒が個々に購入持参するもので保護者の要望等により、校長が共同購入することが望ましいと認めた経費を含む。	
負担金の名称及び内容	負担金の事務処理にあたっては、原則として次の名称（会計区分）及び内容により取り扱わなければならない。	
名称	内容	説明
学 年 費	教材に関する経費	(副読本) よい子の社会、歴史の資料集 (補助教材) ワークブック、ドリル、テスト類
	その他の購入に関する経費	(学習材料) 理科、美術、技術・家庭科等の実験実習材料 (その他) 習字道具、技術、家庭科道具等
	行動に要する経費	(視聴覚) 映画、音楽、観劇等 (校外学習活動) 遠足、社会見学、キャンプ等
	その他行動に要する経費	(会の運営、活動) 児童生徒会、学年、学級等
給 食 費	学校給食費 (含牛乳給食費)	給食材料費
積 立 金	修学旅行等に要する経費 アルバム作成の経費	修学旅行、アルバム、記念文集等
保 健 費	保健に要する経費	日本体育・日本スポーツ振興センター
修学旅行費	修学旅行に要する経費	修学旅行（積立以外）

出所：「校納金会計事務取扱マニュアル」

各学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類を閲覧したところ、次の会計が保護者に対する決算報告に含まれておらず、また保護者による会計監査も実施されていないかった。

A) 決算報告及び会計監査がない事例：小倉南特別支援学校

【対象会計】

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	収支差額	差額の処理
給食費	18,960,045	18,959,336	709	次年度へ繰越
保健費	217,580	217,580	—	—
修学旅行	368,000	352,576	15,424	保護者へ返金

出所：「出納簿」

さらに、次の会計については保護者に対する決算報告は行われているものの、保護者による会計監査は実施されていないかった。

B) 会計監査が未実施の事例1：浅川中学校

【対象会計】

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	収支差額	差額の処理
1年行事 社会科見学	1,414,000	1,366,160	47,840	保護者へ返金
2年行事	5,832,000	5,601,441	230,559	保護者へ返金
3年行事 アルハム	17,773,932	17,626,503	147,429	保護者へ返金

出所：「出納簿」

C) 会計監査が未実施の事例2：戸畑高等専修学校

【対象会計】

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	収支差額	差額の処理
一年学年費	22,200	21,447	753	保護者へ返金
一年積立金	36,000	—	36,000	次年度へ繰越
二年学年費	34,700	31,287	3,413	保護者へ返金
二年積立金 (1～2年)	72,000	—	72,000	次年度へ繰越
三年学年費	29,700	27,043	2,657	保護者へ返金
三年積立金 (1～3年)	108,000	100,740	7,260	保護者へ返金
同窓会費	1,000	1,000	—	—
卒業記念品	2,000	2,000	—	—

出所：「出納簿」

児童・生徒負担金については、過去にも横領や着服事故が全国的に発生しており、不明朗な取り扱いが問題となっている。

そのため、「校納金会計事務取扱マニュアル」においても、次のように決算報告及び保護者による監査が要請されている。

**【決算報告及び監査について】**

(3) 保護者の監査、決算報告

年度末には、繰越金等を明確にするために、学年全体の決算報告を作成し、学年役員等保護者の監査を受ける。監査後、保護者への決算のお知らせを配布する。

(決算報告は全会計分作成し、保護者の監査を受け、保護者への決算のお知らせを配布する必要があります。)

出所：「校納金会計事務取扱マニュアル」

また、次のように決算報告の作成例も示されており、決算報告原本に保護者監査を受けたのち、それを印刷して保護者へ配付する様式となっている。

**【決算報告の様式について】**

平成〇年3月31日  
〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

**決算のお知らせ**

日頃は、本校の教育に御理解と御協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。  
平成〇年度の児童生徒負担金の決算を下記の通り報告します。

年間実績		合計
会計		
1 年学年費	収入	791,475
	支出	791,475
	差引額	0

  

年間執行内訳一覧			会計			品名			金額		
会計	品名	金額	会計	品名	金額	会計	品名	金額	会計	品名	金額
1 年学年費	第1号 持出 親副代他	69,600	1 年学年費	算帳セット(計算カード・数珠ブロック)	73,800	1 年学年費	第16号 持出 紙皿・紙コップ他	2,324	1 年学年費	作品バッグ	10,440
1 年学年費	なつきいきドリル	27,000	1 年学年費	かきこみけいさんドリル	88,440	1 年学年費	くくこテストAテスト	75,040	1 年学年費	運送帳カバー	17,313
1 年学年費	せんたくばさみ	1,620	1 年学年費	アイアイ教育おりがみ	9,000	1 年学年費	カラーマグシート	2,016	1 年学年費	クリアホルダー	264
1 年学年費	のり(スティック)	9,000	1 年学年費	掲示用クリアファイルA4	8,100	1 年学年費	クリアホルダー	264	1 年学年費	クレパス12色	2,268
1 年学年費	のびのびあさがおシリーズ	30,600	1 年学年費	方眼カラーぞうけい	9,900	1 年学年費	クレパス12色	2,268	1 年学年費	封筒マチ付き	4,020
1 年学年費	ひらがな・すうじ	31,500	1 年学年費	れんらく帳袋	18,000	1 年学年費	封筒マチ付き	4,020	1 年学年費	用紙	29
1 年学年費	色画用紙八切	360	1 年学年費	フェルトペン	6,300	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	学習シール	1,400
1 年学年費	ニューワンタッチしちゅう	23,400	1 年学年費	A4ファイル	4,500	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	ホウ砂	1,050
1 年学年費	フラットファイル	6,300	1 年学年費	日目録	1,320	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	かんじスキル	60,860
1 年学年費	アイアイ教育おりがみ	9,000	1 年学年費	短冊セット	945	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	硬質用鉛筆	4,600
1 年学年費	掲示用クリアファイルA4	8,100	1 年学年費	折り紙	1,000	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	アルミホイル	315
1 年学年費	方眼カラーぞうけい	9,900	1 年学年費	カタカナのおけいこ	27,300	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	経具12色	2,772
1 年学年費	れんらく帳袋	18,000	1 年学年費	PPファイル	70	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	ピー玉	525
1 年学年費	フェルトペン	6,300	1 年学年費	ノートれんらく帳	8,550	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	洗濯のり	654
1 年学年費	A4ファイル	4,500	1 年学年費	ノート漢	8,645	1 年学年費	用紙	29	1 年学年費	合計	791,475
1 年学年費	日目録	1,320	1 年学年費	ノート教	17,195	1 年学年費	用紙	29			
1 年学年費	短冊セット	945	1 年学年費	ファイル	50						
1 年学年費	折り紙	1,000	1 年学年費	ノート自由帳	8,550						
1 年学年費	カタカナのおけいこ	27,300	1 年学年費	ノート画	17,195						
1 年学年費	PPファイル	70									
1 年学年費	ノートれんらく帳	8,550									
1 年学年費	ノート漢	8,645									
1 年学年費	ノート教	17,195									
1 年学年費	ファイル	50									
1 年学年費	ノート自由帳	8,550									
1 年学年費	ノート画	17,195									

  

差し引き  
収入 ( 791,475 ) - 支出 ( 791,475 ) = 0 円

以上のとおり報告いたします。

\* 年 月 日 ( ) に通帳、領収書、台帳等を  
監査した結果、適正に執行されていたことを報告します。

保護者監査 \_\_\_\_\_ 印

保護者監査 \_\_\_\_\_ 印

出所：「校納金会計事務取扱マニュアル」

児童・生徒負担金は、公費ではないものの、教育活動等に必要な経費として保護者等から徴収するものであり、公費と同様に厳正な取扱いが求められる。そのため、その経理については、収入から支出までの経緯を明確にし、保護者等の不信をまねくことのないよう、適正に管理、執行しなければならない。

保護者に対する決算報告を実施するに当たっては、保護者から選ばれた学年役員等により、会計ごとに次のような事項について適切な監査を受けることが望まれる。

各学校においては、児童・生徒負担金が保護者の経済的負担につながっていることも十分に認識した上、会計ごとに漏れなく適切な監査を受けたのち、決算報告という形で保護者に対してきちんと説明責任を果たして透明性を維持することが望まれる。

**【監査すべき事項】**

- |                                    |
|------------------------------------|
| (1) 決算書の内容の是非                      |
| (2) 帳票、証拠書類、預金通帳等の検査と、決算書との整合性点検   |
| (3) 金銭出納と現金保管状況の検査                 |
| (4) 支出内容が教育計画推進との関連で適正なものであったか。    |
| (5) 公費・私費の負担区分に照らし合わせて、適切な執行であったか。 |
| (6) 未納があった場合の対処状況                  |
| (7) 積立金がある場合、その状況                  |
| (8) 残金精算と繰り越しの状況                   |

**(オ) 児童・生徒負担金の決算書の作成について**

各学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類を閲覧したところ、各会計の決算書が作成されていないケースが発見された。各学校においては、会計ごとに漏れなく決算書を作成し、一定期間確実に保存することが望まれる。

**<内容>**

各学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類一式を閲覧したところ、次の会計については保護者に対する決算報告や、保護者による会計監査は実施されていたものの、当該決算報告の前提となるべき決算書が作成されていなかった。

**A) 決算書が作成されていない事例1：光貞小学校**

**【対象会計】**

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	収支差額	差額の処理
1年学年会計	2,093,967	2,093,967	—	—
2年学年会計	1,740,560	1,740,560	—	—
3年学年会計	2,167,770	2,167,770	—	—
4年学年会計	1,827,668	1,827,668	—	—
5年学年会計	2,579,611	2,579,611	—	—
6年学年会計	1,843,940	1,843,940	—	—
6年積立	1,103,760	1,103,760	—	—
あおぞら2年	7,880	7,880	—	—
あおぞら3年	5,360	5,360	—	—
あおぞら5年	29,016	29,016	—	—
健康会費	500,480	500,020	460	次年度で支払
給食費	51,866,539	51,685,089	181,450	次年度へ繰越

出所：「出納簿」

B) 決算書が作成されていない事例2：浅川中学校

【対象会計】

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	収支差額	差額の処理
1 年	6,078,450	5,906,494	171,956	・保護者へ返金(171,939) ・次年度へ繰越(17)
2 年	5,224,285	5,007,802	216,483	・保護者へ返金(216,402) ・次年度へ繰越(81)
3 年	6,357,495	5,714,864	642,631	・保護者へ返金(639,682) ・校友会通帳へ(2,949)
特 支	201,010	133,355	67,655	保護者へ返金
1 年 行 事 社会科見学	1,414,000	1,366,160	47,840	保護者へ返金
2 年 行 事	5,832,000	5,601,441	230,559	保護者へ返金
3 年 行 事 アルハム	17,773,932	17,626,503	147,429	保護者へ返金

出所：「出納簿」

決算とは、一般に、一定期間における収入と支出の総実績を明らかにすることであり、児童・生徒負担金会計における決算とは、一会計年度における収入・支出を、当初の校内予算と対比して作成される確定的記録である。

「校納金会計事務取扱マニュアル」においても次のように速やかな決算書の作成が要請されている。

【決算書の作成について】

(1) 決算書の調整

会計年度が終了し、またはその取扱が完了したときは、学年会計担当者等は、速やかに収支の計算を行い、児童生徒負担金決算書【作成例4】を作成し、決裁後、事務室へ提出する。

出所：「校納金会計事務取扱マニュアル」

また、次のように決算書の様式も示されており、予算書とすぐに対比ができるような形式となっている。



(カ) 児童・生徒負担金の出納簿の様式の見直しについて

市の「校納金会計システム」から出力される出納簿の様式では「残高」の行が「手許現金」と「預金」とに分かれていない。このため、月末や学期末の通帳との照合時に、出納簿残高と通帳残高が一致しないことがある。適切な検査及び監査を実施するためには、システムの改修、又は現状の出納簿とは別に手許現金の出納簿の作成を義務付けることにより、出納簿上の現金預金残高と預金通帳上の預金残高との差異の要因をすぐに把握できるようにすることが望まれる。

<内容>

市では、児童・生徒から徴収する給食費や教材費等の経理管理業務を効率化するシステムである校納金会計システムを導入しており、幼稚園以外は、原則として当該システムを利用して児童・生徒負担金の管理を行っている。

校納金会計システムには口座ごとの現金預金の入金及び出金が入力され、記録される。これを次の作成例のように「出納簿」として出力することができる。

【「校納金会計事務取扱マニュアル」における出納簿様式】

会計別収支状況詳細		【作成例17】			
【給食費】出納簿		〇年〇月〇日			
		担当	取組	校長	
月日	摘要	収入額	支出額	残高	備考
〇/05/02	4月分 現金入金×2名	9,000		148,982	
〇/05/06	4月分 現金入金×2名	9,000		157,982	
〇/05/13	4月分 現金入金×1名	4,500		163,056	
〇/05/16	5月分 口糧振替×195名	877,500		1,040,556	
〇/05/18	4月分 現金入金×2名	9,000		1,049,556	
〇/05/20	教職員 5月分 23名分	99,270		1,154,346	
〇/05/24	5月分 現金入金×8名	36,000		1,190,346	
〇/05/27	5月分 現金入金×7名	31,500		1,221,846	
〇/05/27	5月分 現金入金×1名	4,500		1,226,346	
〇/05/31	第2号 (財)北九州市学校給食協会		1,080,844	145,502	
	5月	1,086,364	1,080,844		
	累計	2,295,763	2,150,261	145,502	

出所：「校納金会計事務取扱マニュアル」

この出納簿は、毎月末に通帳と突き合わせ、管理職の決裁を受けることが要請されている。また、学期末にも、学校長の会計検査を受ける必要がある。

【出納簿の決裁について】

決裁時期	決裁文書	管理職の主な着眼点等	特記事項
月末（毎月）	出納簿（作成例7）	管理職は、通帳と照合し、不適切な入出金がないか確認	会計ごとに出力

出所：「校納金会計事務取扱マニュアル」より抜粋

## 【会計検査について】

### (2) 会計検査

校長は、会計事務処理の適正を図り、併せて事故を未然に防止するため、各学期末に会計検査を実施する。

① 会計検査事項は次の各号のとおりとする。

- ・現金、預金通帳の取扱い及び保管状況
- ・諸帳簿、関係帳票等の処理状況
- ・その他校長が必要と認める事項

出所：「校納金会計事務取扱マニュアル」より抜粋

ここで、現状の校納金会計システムから出力される出納簿の様式は「残高」の行が「手許現金」と「預金」とに分かれていない。このため、月末や学期末の通帳との照合に以下のような不具合が生じる可能性があり、実際に各学校への往査時に出納簿と通帳を照合したところ、出納簿残高と通帳残高が一致していないケースが散見された。

### 【不具合例】

1	10月月初の現金預金残高は、現金0円、預金300,000円の計300,000円である。
2	10月30日に翌月頭の業者への現金支払いに備えて、通帳より20,000円を引き落とし、手許現金とした。
3	10月月末の現金預金残高は、現金20,000円、預金280,000円の計300,000円である。
4	11月2日に現金により20,000円の支払いを行った（校納金会計システムへ入力）。

上記の例のケースにおいては、校納金会計システムから出力される出納簿上は、次の表1のように、10月末の現金預金の残高が300,000円であるのに対し、通帳上の預金残高は280,000円であるため、手許現金が20,000円存在する分一致しなくなる。そのため、校長による検査や保護者会計監査において、出納簿と通帳を照合した際に差異が生じることになり、差異原因が妥当かどうかの検証に手間を要する。

この場合、表2のように、手許現金と預金の残高を別々に記録することにより、出納簿上の10月末の現金預金残高300,000円のうち、預金残高が280,000円であることが一目瞭然であり、預金通帳残高との照合も容易に行うことができる。

【表1 校納金会計システムから出力される出納簿】

(単位：円)

月日	摘要	収入額	支出額	残高
10月1日		—	—	300,000
10月30日		—	—	300,000
11月2日	業者支払い	—	20,000	280,000

【表2 本来あるべき出納簿】

(単位：円)

月日	摘要	収入額	支出額	残高		
				手許現金	預金	計
10月1日		—	—	—	300,000	300,000
10月30日		—	—	20,000	280,000	300,000
11月2日	業者支払い	—	20,000	—	280,000	280,000



### 【備品整理票の貼付について】

#### 第3 物品の管理について

～中略～

##### 3 備品整理票

- (1) 備品整理票は、システムに登録することによって作成する。なお、システムで出力された備品整理票の様式に消えにくいインク等で所定事項を記入して作成することは差し支えない。
- (2) 備品整理票は、各備品・重要物品に貼付すること。ただし、貼付が困難なものについては、その他の方法により適正に管理すること。

～中略～

##### 5 備品の定期検査及び結果報告

備品台帳と現物との照合・検査を毎年度末におこない、その結果を会計室の指示に従って報告すること

出所：「物品管理要領」

また、学校備品について、各学校において定期的に台帳と現物との照合を行っているが、主に夏休みの期間中に実施した学校が多く、またその照合した結果などが適切に保管されていなかった。物品管理要領には上記のように現物との照合・検査を毎年度末におこなうと定められていることから、物品管理要領と実際の運用について相違が見受けられる状況であった。

そのため、学校固有の状況に適するようにルールを見直し、各学校に周知徹底を図り、統一的な方法により実施することが望まれる。

さらに、学校備品については、現在、紙台帳と財務会計システムを併用して管理しているが、いずれは紙台帳を無くし財務会計システムのみで管理することが望まれる。

## (5) 学校保健課

### ア 部署の概要

【部署の概要】(平成28年7月1日現在)

事務分掌	保健係	・ 課の庶務 ・ 学校保健 ・ 学校保健関係団体
	給食係	・ 学校給食 ・ 学校給食協会その他の学校給食関係団体
職員数	15人	
平成27年度 決算額	2,438,547千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

### イ 監査の結果

#### (7) 脆弱性が残るシステムの対応について

市教委が所管する情報システムのうち、既知の脆弱性が残されたまま運用されているものがあつた。その情報システム単体における障害発生の原因となるだけでなく、市のネットワークにも影響を及ぼす可能性があるため、速やかな対応が必要である。

#### <内容>

給食申請システム(学校保健課所管)は、北九州市の「総合行政システム」から起動されるシステムである。「総合行政システム」は、個人単位に貸与されたICカードを情報処理端末にセットした上で、パスワードを入力して利用されるため、利用者の視点では給食申請システムもセキュリティが高いように見える。しかし、実際はインターネット上で運用されるシステムのため、インターネットからアクセスすることが可能となっている。

このシステムでは、導入時のID・パスワードが継続利用されており、退職者やID・パスワードを不正に入手した者による不正アクセスや、DoS(サービス妨害)攻撃、DDoS(分散型サービス妨害)攻撃といわれる業務妨害に対して強靱な構造でない。

なお、これらの脆弱性については、今回の監査で発見後にパスワードのリセットと不正アクセス対策措置が講じられ、報告書作成時点で対応されている。

### ウ 監査の意見

#### (7) 学校環境衛生管理業務委託に関する業務内容及び積算の明確化について

市は、公益社団法人に学校衛生管理業務を委託している。委託料には、学校給水水質管理業務等の検査業務の検査料金に加え、事務費が加算されているが、事務費に係る業務内容は明確にされていない。

市は、事務費に係る業務内容を明確にした上で、検査料金の積算根拠も踏まえ、事務費の積算を明確にすることが望まれる。

#### <内容>

市教委では、学校環境衛生管理業務を公益社団法人Kに委託している。委託業務内容及び単価は、次のとおりである。

【委託業務内容と単価】（税抜き）

業務内容	単価
学校給水水質管理業務	
30 項目検査	1 検体につき 69,045 円
15 項目検査	1 検体につき 23,950 円
随時検査	1 検体につき 42,635 円
51 項目井戸水検査	1 検体につき 126,000 円
消毒副生成物 13 項目検査	1 検体につき 32,900 円
大腸菌 嫌気性芽胞菌検査	1 検体につき 8,000 円
原水 9 項目検査	1 検体につき 7,500 円
学校プール管理業務	
プール水質検査	1 基につき 10,120 円
総トリハロメタン検査	1 基につき 15,000 円
学校給水施設検査業務	
簡易専用水道施設検査	1 検体につき 16,190 円
小規模簡易専用水道施設検査	1 検体につき 16,190 円
ダニ又はダニアレルゲン検査業務	1 校につき 16,000 円

出所：「学校環境衛生管理業務契約書及び仕様書」を基に監査人作成

上記検査に係る契約金額に加え、本業務の委託料として、次のとおり、事務費が加算されている。

【委託料中事務費に関する規定】

2 事務費

上記の1件当たりの金額に、検査件数の実績を乗じて得た額に 22.5%を乗じて得た額とする。但し、上記の金額が、7,620,000 円を超えた場合は、7,620,000 円とする。

出所：「学校環境衛生管理業務契約書 別紙」

この事務費に関し、上記の契約書及び仕様書に具体的な事務内容は明記されておらず、事業終了後も実施内容等が報告されていない。

契約書第5条第2項には、次のとおり、事務費について発注者に報告しなければならないと記載されているが、市によると、検査業務の報告をもって、事務費の報告としているとのことである。

【契約書（抜粋）】（下線部は監査人が付加）

（報告義務等）

第5条 受注者（公益社団法人）は、業務実施報告書を作成して発注者（市教委）に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。

2 受注者は、仕様書に定めた全検査業務の実施後に、委託業務実施にかかる事務費について、発注者に報告しなければならない。

3、4 省略

出所：「学校環境衛生管理業務契約書」

業務委託とは、市が実施する業務を他者に請け負わせるものであり、委託料は、その業務の対価として支払うものである。

したがって、委託料として事務費を支払うのであれば、市は、受託者に担わせる業務を明確にすることが望まれる。また、事務費の額の決定に当たっては、事務費に係る業務内容及び水質検査料金に含まれている直接費や間接費の内容を踏まえ、適切に積算することが望ましい。

(イ) 補助事業における繰越金の返還検討について

市は、市給食協会に対して、毎年補助金を交付している。市給食協会から市教委に提出された決算書を確認したところ、過去から継続して300千円の繰越金が生じていた。市給食協会の収入の大半が補助金であることから、繰越金は補助金から生じたものであると言える。

補助事業における繰越金は、本来精算され市に返還されるものであるため、市は繰越金を返還させるよう指示するとともに、今後、同様の事例が生じないように指導することが望まれる。

<内容>

平成27年度（平成27年7月1日～平成28年3月31日）における給食協会の収入支出決算書の概要は、次のとおりであった。

【市給食協会の平成27年度決算の概要】 (単位：円)

支出の部		収入の部	
人件費	15,908,170	前期繰越	300,000
管理費	5,041,472	基本財産運用収入	1,253
特定預金支出	601,376	補助金収入	21,548,389
次期繰越	300,000	受取利息収入	1,376
合計	21,851,018	合計	21,851,018

出所：「市給食協会決算書」

市によると、給食協会は従来から継続して300千円を繰り越しているとのことである。補助金については、本来であればその年度に精算されるべきものであり、翌年度に繰り越されるものではない。そのため、市は繰越金を返還するよう指示するとともに、今後、同様の事例が生じないように指導することが望まれる。

【補助金の返還について】

第19条
2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

出所：「北九州市補助金等交付規則」

(ウ) 市給食協会の財務基盤の強化について

市給食協会の財務基盤は脆弱である。公益法人制度上、2年連続で純資産が300万円を下回ると解散となるため、仮に解散した場合は、市の学校給食自体が実施できなくなる可能性が高く、教育環境等市政及び市民生活に与える影響は極めて甚大なものとなる。

したがって、単年度での損益をコントロールしつつ純資産の増加を図るなど財務基盤を強化することが望まれる。

<内容>

市給食協会の主な財務指標の推移は、次の表のとおりである。経常比率はほぼ100%で推移しており、単年度の損益ベースで見ると、比較安定している。しかし、財務基盤を見ると、平成26年度は正味財産がマイナスの状態、いわゆる債務超過に陥っており、平成27年度には正味財産は若干のプラスに転じているものの、正味財産比率は小さく、財務基盤は脆弱であるといえる。

【財務指標の推移】

(単位：千円)

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総資産	350,513	270,913	225,305	261,808	321,676
正味財産	5,300	5,300	20,516	▲4,359	7,828
経常収益	3,180,439	3,195,163	3,179,489	3,496,034	3,459,563
経常費用	3,180,439	3,195,163	3,164,273	3,520,910	3,447,375
当期経常増減額	0	0	15,216	▲24,876	12,188
<指標>					
正味財産比率 正味財産 総資産	1.5%	2.0%	9.1%	▲1.7%	2.4%
経常比率 経常収益 経常費用	100.0%	100.0%	100.5%	99.3%	100.4%

出所：「市給食協会の財務書類」を基に監査人作成

純資産、すなわち正味財産が、2事業年度継続して300万円未満となった場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第2項の規定に基づき、法人は解散することとなる。

【一般財団法人の解散事由に関する規定】

(解散の事由)

第202条 一般財団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
- 四 合併（合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判

- 2 一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも 300 万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。
- 3 新設合併により設立する一般財団法人は、前項に規定する場合のほか、第 199 条において準用する第 123 条第 1 項の貸借対照表及びその成立の日の属する事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも 300 万円未満となった場合においても、当該事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

出所：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

他自治体の同様の団体を見ると、基本財産や特定資産として資産を有するか、その他固定資産として土地又は建物を有している団体が多く、純資産が 300 万円を下回る可能性は低い団体が多い。

本団体の場合、主な事業は、公益目的事業だけであり、収支相償が求められるため、多額の剰余金を出すことはほぼ不可能である。しかし、仮に解散した場合は、市の学校給食自体が実施できなくなる可能性が高く、教育環境等市政及び市民生活に与える影響は極めて甚大なものとなる。

したがって、本団体の財務基盤の強化が望まれる。具体的には、単年度での損益をコントロールしつつ純資産の増加を図ることが必要となる。純資産の増加に関しては、次の方法が考えられる。

#### 【純資産の増加策（案）】

案	対策内容
1	市が現金（又はその同等物）を出捐し、基本財産又は特定財産を増加させる。
2	市がその他固定資産（土地又は建物）を現物出資し、純資産を増加させる。
3	強固な財務基盤をもつ公益財団法人と合併する。

案 1 については、財政上の問題がある。市民や議会の理解を得ることも必要になる。

案 2 については、対象となる資産の有無と性質及びその価額が問題となる。本団体の目的に合致していることが必要であり、財務基盤の強化につながるだけの価額が必要となる。

案 3 については、対象となる公益財団法人が問題となる。大きく 2 種類の相手方が考えられる。1 つは他自治体の同種団体、もう 1 つは異種の市の関連団体である。市教委所管の出資団体は本団体だけであるため、異種となれば、違う部局の所管団体となる。

なお、案 2 に関し、現在、市給食協会は、市が所有する北九州市給食会館の一部を行政財産の目的外使用許可を受け、活動している。この給食会館は、1954 年（昭和 29 年）に建築され、建築後 62 年を経過しており、現在、市教委では、施設の廃止及び施設機能の移転等について検討が開始されている。例えば、移転後の施設について、市給食協会に現物出資することなども検討することが望まれる。

(6) 指導企画課

ア 部署の概要

【部署の概要】(平成28年7月1日現在)

事務分掌	企画調整 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部、課(部内他課を含む)の庶務</li> <li>・学校教育に関する施策の企画及び調整</li> <li>・学習指導要領の実施に伴う企画</li> <li>・学校教育に関する教育改革の推進</li> <li>・学校教育制度の調査及び研究</li> <li>・専修学校及び各種学校(他課の主管に属するものを除く)</li> </ul>
職員数	12人	
平成27年度決算額	4,337,254千円(指導部全体)	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

イ 監査の結果

(7) 特別支援教育専門医専門家報酬の源泉徴収税額について

特別支援教育専門医専門家報酬の源泉徴収税額について、適切に徴収されていないものが見受けられた。今後は、適切に源泉徴収する必要がある。

<内容>

平成27年度において、市は、特別支援教育専門医専門家に対して報酬を支払っている。報酬支払の際に、次のとおり、源泉徴収税額が適切でないものが見受けられた。

A) 事例1：四半期ごとに支給している報酬に係る源泉徴収税額

特別支援教育専門医専門家に対する報酬については、年額報酬額を定めた上で、年4回、すなわち四半期ごとに支給している。その際、四半期ごとの支給額に対して、月額表の乙欄を適用して源泉徴収を行っている。

しかし、所得税法によると、1か月当たりの報酬を算出し、その金額に対して、月額表の乙欄を適用した上で、3か月分を乗じて源泉徴収税額を算出する必要がある。

【源泉徴収税額の状況】

配置校	報酬額 (年額)	四半期ごとの 支給金額	(実際に行われていた) 源泉徴収税額	(あるべき) 源泉徴収税額
城野小 他	681,500円	170,375円	11,700円	5,217円

出所：「平成27年度 特別支援教育専門医専門家報酬一覧表(第1四半期分)」を基に監査人作成

【給与所得の源泉徴収税額表 月額表】

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		乙欄
以上	未満	税額
88,000円未満		その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
～中略～		
93,000円	94,000円	3,300円
～中略～		
169,000円	171,000円	11,700円

出所：国税庁ホームページを基に監査人作成

**【賞与以外の給与等に係る徴収税額】**（下線は監査人が付加）

<p>第 185 条 次条に規定する賞与以外の給与等について第 183 条第 1 項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。</p> <p>一 ～略～</p> <p>二 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあっては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）</u>、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第 195 条第 1 項第 3 号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に依ずる次に定める税額</p> <p>イ～ハ &lt;省略&gt;</p> <p>二 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額</p> <p>～以下 略～</p>
--

出所：「所得税法」

- B) 事例 2：同一人物に対して複数の報酬を支払っている場合の源泉徴収税額について  
 特別支援教育専門医専門家報酬について、同一人物に対して複数の報酬を支給しているものが見受けられた。  
 報酬を支給するに当たっては、それぞれの報酬額に基づき源泉徴収税額を算出している。この点について、同一人物に支給する報酬についてはすべて合算した上で、上述の A の方法により源泉徴収税額を算出することが適切である。

**【源泉徴収税額の状況】**

配置校	報酬額 (年額)	四半期ごと 支給金額	(実際に行われていた) 源泉徴収税額	(あるべき) 源泉徴収税額
城野小 他	681,500 円	170,375 円	11,700 円	9,900 円
北九州中央 高等学園 他	435,000 円	108,750 円	3,800 円	

出所：「平成 27 年度 特別支援教育専門医専門家報酬一覧表（第 1 四半期分）」を基に  
 監査人作成

## (7) 指導第一課

### ア 部署の概要

【部署の概要】(平成 28 年 7 月 1 日現在)

事務分掌	・学校経営 ・教育課程及び学習指導(他課の主管に属するものを除く) ・教科用図書その他の教材の取扱い ・学校における人権教育
職員数	21 人
平成 27 年度 決算額	4,337,254 千円(指導部全体)

出所:市教委作成資料を基に監査人作成

### イ 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### ウ 監査の意見

#### (7) 中学生音楽鑑賞教室に係る業務報告書の充実について

市は、中学生音楽鑑賞教室を実施し、その業務を委託している。しかし、業務報告書からは、委託目的の達成状況に関する情報は読み取れない。また、委託業務は、事前準備から中学生の移動等も含まれているが、これに関する記述もない。

市は、教室に関する報告だけでなく、業務に関する報告を提出させるよう指導することが望まれる。また、業務委託の効果を明らかにするため、事後に参加者(中学生等)に対し、アンケートを行うなどすることが望まれる。

#### <内容>

市は、「思春期の感受性の強い中学生に、芸術性の高い音楽等を鑑賞させることによって、芸術を身近に感じさせるとともに、豊かな情操の育成を図る」ため、「中学生音楽鑑賞教室」を実施し、その業務を、特命随意契約により、団体Lに委託している。

本業務の委託料については、次のとおり、契約書第3条において、概算払とされている。しかし、契約書上に精算の規定はない。ただし、実務上は、支払精算書が提出され精算が行われている。

#### 【契約書における委託料に関する記述】

(委託料の支払い)

第3条 委託料の支払方法は、概算払とする。

出所:「平成 27 年度中学生音楽鑑賞教室業務委託」

業務終了後に提出された書類は、支払精算書、委託業務実績報告書、収支決算書及び支出決算額明細書である。

委託業務実績報告書に記載されている内容は、次のとおりである。

【委託業務実績報告書】

件名	平成 27 年度「中学生音楽鑑賞教室」業務委託	
業務実施期間	平成 27 年 10 月 5 日～平成 28 年 3 月 31 日	
月日	業務内容	備考
平成 27 年 10 月 20 日(火)	中学生音楽鑑賞教室 A (2 公演) 「オペラ・アリアと歌曲の愉しみ」 ①10:30～11:30 ②14:30～15:30 出演：＜省略＞ 司会：＜省略＞[音楽評論家]	北九州市立 響ホール
平成 27 年 11 月 13 日(金)	中学生音楽鑑賞教室 B (2 公演) 「オペラ・アリアと歌曲の愉しみ」 ①10:30～11:30 ②14:30～15:30 出演：＜省略＞ 司会：＜省略＞[音楽評論家]	北九州市立 響ホール

出所：「委託業務実績報告書」を基に監査人作成（出演者、司会者名は省略）

本業務の目的は、中学生に芸術を身近に感じさせること、豊かな情操の育成を図ることである。

しかし、この報告書からは、その目的の達成状況に関する情報は読み取れない。

報告書に記載された内容は、教室の開催状況であり、業務は、事前準備から中学生の移動等も含まれており、これに関する記述もない。

市は、教室に関する報告だけでなく、業務に関する報告を提出させるよう指導することが望まれる。また、業務委託の効果を明らかにするため、事後に参加者（中学生等）に対し、アンケートを行うなどすることが望まれる。